

**山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る
移動手段確保整備推進事業 業務委託基本仕様書**

1 事業名

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る移動手段確保整備推進事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、やまがたインバウンド協議会が山形エリアにおける観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「高付加価値事業」という。）を推進するため、高付加価値旅行者（※）の受け入れに向けた県内交通の現状把握及び高付加価値旅行者の移動手段（以下「アシ」という。）の整備推進を目的とする。

（※）訪日旅行 1 回当たりの着地消費額 100 万円以上／人のラグジュアリー層とし、主に欧米市場を想定している。

3 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

4 事業上限金額

8,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務委託の内容

受注者は発注者が令和 6 年度に策定した「マスタープラン」（別添）を把握した上で、全ての業務を行うこと。

（1）既存交通の現状把握

アシの現状把握を行うため、県内交通事業者等に係る実態調査及び高付加価値旅行者の訪県ルートへの調査を行うこと。なお、調査項目には以下を必ず含めることとし、より効果が高まるような調査方法、調査項目を提案すること。

〔調査項目〕

- ①「マスタープラン」において定めるコアゾーンごとの主要観光地及び滞在中核拠点（候補）への既存交通の運行状況（計 20～30 カ所程度）
- ②タクシー・ハイヤーの営業区域ごとの台数
- ③②のうち、高付加価値旅行者向け車両の営業区域ごとの台数
- ④高付加価値旅行者の訪県ルートと移動手段（「マスタープラン」において定めるコアゾーンごとに調査）

（2）アシ整備推進体制構築に向けた講演会及びセミナーの開催

高付加価値旅行者受け入れのための共通認識や交通事業者独自の受入体制整備に向けた機運醸成を図るため、既に高付加価値旅行者を受け入れている交通事業者の経営者等による講演会を 1 回程度、受入意欲のある県内交通事業者等を対象とした具体的な受け入れのための手法を学ぶセミナー等を 1 回程度開催する。講演会及びセミナー終了後には、参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。アンケート内容については、5（3）アシ整備推進計画の作成に資するものとし、アンケート結果について集計及び分析を実施すること。

（3）アシ整備推進計画の作成

(1) 及び(2)を踏まえ、山形エリアにおける高付加価値旅行者向けアシ整備推進計画を策定すること。なお、計画には以下の項目を必ず含めること。

- ①現状分析と課題
- ②目指すべき方向性
- ③②に向けた必要な取組み
- ④山形県と類似した地域の先行事例
- ⑤効果的な推進体制のあり方に係る提言

(4) 工程管理

本業務全体(1)～(3)の工程管理を発注者と協働で行うこと。これに伴い、月1～2回程度の定例打合せを実施し、企画の詳細および進捗状況の報告、課題の整理・対応を行うこと。

6 成果品の提出

本業務における成果物は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データにて提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) アシ整備推進体制構築にむけた講演会及びセミナーの実施報告書（アンケート集計及び分析結果含む）
- (3) アシ整備推進計画書
- (4) 経費精算書（証憑含む）

なお、各成果品の提出期限については下記のとおりとする。

- ・令和8年1月16日（金）：(2) 及び(3)
- ・令和8年2月20日（金）：(1) 及び(4)

7 その他

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ・再委託先者が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中でないこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例

第 62 号) を遵守しなければならない。

- (7) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) この委託業務の成果品に係る著作権は、観光庁に帰属するものとする。また、受注者は、観光庁、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定められる権利）を行使しないものとする。
- (9) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。